

磐田市民文化会館警備業務委託仕様書

1 業務の目的

(1) 警備業務

防火、防犯、施設および出入者の管理体制を確立し、本仕様書に掲げる事項に基づき、対象施設および職員、出入者の安全を図ることを目的とする。

2 履行場所

磐田市民文化会館「かたりあ」

磐田市上新屋 678 番地 1

3 履行期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

4 業務日数、時間、人数

(1) 業務日数、時間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの磐田市民文化会館開館日

業務日数：令和 7 年度 174 日

令和 8 年度 307 日

令和 9 年度 307 日

令和 10 年度 131 日

休館日：ア 月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）

イ 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日

業務時間：午後 5 時 30 分から午後 9 時 45 分まで

※ただし、イベントによっては残業発生の可能性あり（別途請求）

(2) 人数

常勤勤務とし、次のように警備員（受付案内係を兼務）1 人を配置する。なお、文化振興課職員 1 名と計 2 名で業務を行うこと。

5 業務内容

(1) 警備業務

①玄関、通用口、およびその他出入口の開錠と施錠

②館内外の照明の操作

- ③施設内、附帯施設および駐車場の見回り、点検（事務室での機器の監視、館内残留者確認、事務室・会議室等の安全確認・点検、館内窓等の施錠状況・火気・照明等点検、設備機器点検）
- ④気象情報、災害情報の受理および会館利用者、関係部署・機関等への連絡
- ⑤会館機械警備の設定および解除
- ⑥その他、委託者が業務上必要と認めるもの

(2)受付案内業務

- ①各部屋の鍵の受け渡し
- ②各部屋の開錠および施錠
- ③各種届出書類の受領、管理および連絡等の処理
- ④各種電話への対応
- ⑤非常時の職員等への連絡
- ⑥郵便物、宅配便等の受理
- ⑦FAX の送受信
- ⑧その他、委託者が業務上必要と認めるもの

6 報告

- (1)受託者は、警備業法第 19 条に規定する書面の交付を委託者に行なうものとする。
- (2)受託者は、配置に就ける警備員を事前に委託者に報告する。変更する場合も同様とする。
- (3)受託者は、業務日報を作成するとともに、担当時間内の状況を報告し、委託者の承認を得る。
- (4)業務日報の様式については、委託者が作成する。
- (5)受託者は、緊急連絡先の一覧表を、あらかじめ作成し、委託者に提出する。
- (6)受託者は、火災、盗難および事故等、異常事態（以下「異常事態」という。）が発生した場合、その処理後、遅滞なく異常事態の内容およびそれに対する措置等を委託者に報告する。
- (7)受託者は、施設内の保安および軽微な修繕により必用な消耗品、備品、資器材等について、受託者からの申し出により委託者から供給を受けるものとする。

7 警備員の服務規律等

- (1)勤務中は制服を着用し、名札を胸に付け、身だしなみに留意すると共に、規律ある行動をとること。
- (2)常に礼儀正しく、丁寧な行動をもって勤務すること。

(3)業務遂行中に知り得た機密及び市の行政事務等に関する事項は、他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8 警備員の管理

- (1) 受託者は、業務に従事する警備員について、当仕様書に示した任務に耐えられる心身健全なものをもって充てる。
- (2) 受託者は、委託業務に従事する警備員の身元、衛生および業務規律の維持に努める。
- (3) 受託者は、異常事態が発生した場合、警備員が適切な措置を執ることができるよう、常に教育訓練に努める。

9 鍵の預託

警備の実施に必要な鍵は、委託者が受託者に預託する。受託者は、預託された鍵を、細心の注意を払って取扱い、かつ、保管しなければならない。

ただし、マスターキーについて、委託者の指示がない限り、受託者は何人に対しても手渡してはならない。

10 その他

- (1) 受託者は、この仕様書に示されていない細部の事項、および、業務遂行上に生じた疑義について、委託者と協議し、状況に応じた指示を受け、誠意をもって行うものとする。
- (2) 受託者は、事務引継ぎを綿密に行い、遺漏事項のないようにする。
- (3) 本委託業務における落札業者は、履行期間開始前となる契約の日から履行開始日前日までの間で、従事する警備員に、業務内容および警備の方法について説明を勤務地において受けさせるものとする。なお、この間の業務については、受注者の責任と負担により行うものとし、これに係る委託料は一切発生しないものとする。
- (4) 受託者は、警備業法のほか、関係法令、条例、規則、その他の規定を遵守し、行うものとする。
- (5) 受託者は、再委託を行わないこと。
- (6) 支払条件については、毎月払とする。委託者は、当該月の業務完了後、受託者の請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。
- (7) 受託者は、年度ごとの業務完了後、速やかに各年度の業務完了届を委託者に提出する。
- (8) 受託者は、契約満了前までに次期受託者が適切に業務を行うことができるよう引継ぎを行うこと。ただし、これに係る費用は受託者の負担とする。
- (9) その他詳細不明な点については、磐田市文化振興課（〒438-0831 磐田市上新屋 678-1 電話番号 0538-37-8550）に照会すること。